

<利用にあたって>

- 1 本書に掲げる平成17年国勢調査の各集計結果は、総務省統計局から公表された「第1次基本集計」、「第2次基本集計」及び「従業地・通学地集計」結果のうち、本市が独自に集計したものです。
- 2 統計処理のゾーン(区域)は、公区と呼ばれる住民基本台帳集計区域が最も一般的に使用されています。今回の集計では、この公区と一致するように集計作業を行ったことに伴い、過去の地区別集計値と異なる場合があります。
- 3 旭川市は、昭和30年に神居村・江丹別村、昭和36年永山町、昭和38年東旭川町、昭和43年神楽町、昭和46年東鷹栖町とそれぞれ合併していますが、本書の中で時系列比較においての数値は、ことわりのない限り、現在の市域により組替えたものです。
- 4 数値の単位未満は四捨五入を原則としています。したがって、合計の数値と内訳の累計値が一致しない場合があります。
- 5 統計表中の符号は、次のとおりです。

[-]	該当なし
[...]	不詳
[0]	単位未満
[X]	公表を差し控えたもの
[]	比較減

第1章 国勢調査の概要

国勢調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年周期で実施されており、平成17年国勢調査は、その第18回目に当たる。

調査の名称	調査の期日
大正 9年国勢調査	大正 9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和 5年国勢調査	昭和 5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日
昭和50年国勢調査	昭和50年10月1日
昭和55年国勢調査	昭和55年10月1日
昭和60年国勢調査	昭和60年10月1日
平成 2年国勢調査	平成 2年10月1日
平成 7年国勢調査	平成 7年10月1日
平成12年国勢調査	平成12年10月1日
平成17年国勢調査	平成17年10月1日

調査の時期

平成17年10月1日午前零時現在で実施された。

調査の対象

平成17年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者を指す。なお、「常住している者」の定義は「第2章 用語の解説」を参照されたい。

この定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象とし、次の者につ

いては、調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及び家族。
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族、また海外に居住する日本人については、旅行者又は一時滞在者で自宅を不在にする期間が3カ月未満の場合は、常住している者の定義に従い、自宅に常住している者として自宅で調査したが、その他の者は調査の対象となっていない。

調査の事項

平成17年国勢調査では、次に掲げる17項目について調査した。

[世帯員に関する事項]

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 就業時間
- (9) 所属事業所の名称及び事業の種類
- (10) 仕事の種類
- (11) 従業上の地位
- (12) 従業地又は通学地

[世帯に関する事項]

- (13) 世帯の種類
- (14) 世帯員の数
- (15) 住居の種類
- (16) 住宅の床面積
- (17) 住宅の建て方

調査事項は、西暦の末尾が「0」の年は、大規模調査年に当たり、西暦の末尾が「5」の年は簡易調査年に当たり調査項目が少なくなっている。

なお、平成17年調査は簡易調査年に当たり、

調査項目が17項目で、平成12年と比べ5項目少なくなった。

調査の組織

総務省統計局を主管局とし、総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員 - 調査員の流れで行った。

旭川市は国勢調査の円滑な遂行を実現するため、「平成17年国勢調査旭川市実施本部」（平成17年6月～同年11月まで）を設置し、各班の事務処理に当たった。

実施の状況は、総務大臣により任命された調査員2,456人により実査が行われ、また、別に任命された指導員が276人、調査員の指導、調査書類の内容審査などの業務に携わった。

調査の方法

1 調査区の設定

調査区の設定は、調査日の1年前の平成16年10月1日現在で行われ、その後、調査区の修正を要する場合は、逐次修正を加え、調査日現在で確定した。調査区総数は、2,856調査区で、平成12年国勢調査（2,807調査区）のそれと比較して49調査区増加した。

調査区設定は「基本単位区」が設けられ「住居表示に関する法律」に基づく街区が基本単位区の最小単位となり、その組合せにより調査区が決定された。市区町村の区域ごとに、先に特別な区域、例えば、常住者がいないか、いてもわずかで、かつ広大な区域又は特殊な施設などのある区域について、「特別調査区」を設定し、残りの区域について、1調査区内に含まれる世帯数が概ね50世帯になるように（原則40から70世帯の範囲内）、道路、鉄道、河川など明瞭な地形、建物を境界として、「一般調査区」を設定した。

以上の各調査区の内訳及びその数は、次のとおりである。

一般調査区……………2,630

特別調査区（計）……………	226
・山林・原野・耕地等の区域……………	153
・広大な工場・学校等の用地のある区域	8
・社会施設、大きな病院等のある区域	53
・刑務所・拘置所等のある区域……………	2
・自衛隊区域……………	2
・50人以上の寄宿舍・寮等のある区域	8
合計……………	2,856

2 調査の実施

調査員は、調査員事務打合せ会に出席した後、調査開始以前に、受持ち調査区の境界確認と同時に広報の一環として「調査についてのお願い」を全世帯に配布した。

9月23日から30日までの間に、受持ち調査区内を巡回し、各世帯に「調査票」と「調査票の記入のしかた」を配布し、記入依頼をするとともに、「世帯名簿」に各世帯の位置と世帯番号を記入した。10月1日から10月10日までの間に、各世帯を再訪問して調査票を取集し、その際、世帯主の記入した事項について確認・検査を行った。さらに、自宅での調査書類の検査・記入・整理を行った後10月11日から13日までに、各受付会場へ提出した。

なお、世帯員の不在等の事由によりどうしても世帯の人に面接できず、しかも代理申告も得られない場合、調査事項のうち「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、調査員が該当世帯の近隣の者に質問することにより調査（聞き取り調査）した。

第2章 用語の説明

人 口

平成17年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。「常住人口」とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで、「常住している者」とは、当該住宅に3カ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいう。なお、3カ月以上にわたって住んでいるところが無い者は、調査時現在で居た場所に「常住している者」とみなして、その場所で調査した。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条の第1項に規定する専修学校又は同法134条第1項に規定する各種学校に在学している者については、通学のために宿泊している場所（例えば下宿先、寄宿先等）で調査した。
- 2 病院又は療養所などに入院又は入所している者は、入院してから既に3カ月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3カ月以上入院する見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者はその住所で調査し、陸上に生活の本拠の無い者は、その船舶で調査した。
- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。

5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及び家族。
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族。

年 齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。なお、10月1日午前零時に生まれた者は0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無に関わらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未婚・・・まだ結婚をしたことのない人
有配偶・・・届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別・・・妻又は夫と死別して独身の人
離別・・・妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15歳以上の者について、9月24日から30日までの1週間(以下、「調査週間」という。)に、「仕事をしたかどうかの別」により次のとおり区分した。

各区分の主なものを解説すると、次のとおりである。

労働力人口 就業者と完全失業者をあわせたもの。

1 就業者

調査週間中、賃金・給料・諸手当・営業収益・手数料・内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場所は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

従って、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が、自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

2 完全失業者

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所(ハローワーク)に職を申し込むなどして積極的に仕

事を探していた人。

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

従業上の地位

「就業者」を調査週間中、その人が仕事をしてきた事業所における状況(調査週間中仕事を休んでいた人については、その人がふだん働いている事業所における状況)によって次のとおり区分した。なお、本書では雇用者と役員をまとめて「雇用者」、また、雇人のある業主、雇人のない業主及び家庭内職者をまとめて「自営業主」とし、「家族従業者」とともに3区分とした。

雇用者

会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住み込みの家事手伝い、臨時雇いなど会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で次にいう「役員」でない人

役員

会社社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦などで個人又は家族とだけで、事業を営んでいる人

家庭内職者

家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

世帯の種類

国勢調査における世帯の種類は「一般世帯」と「施設等の世帯」に分けたものと「普通世帯」と「準世帯」に分けたものの二通りがある。これらの内容は次のとおり。

一般世帯

住居と生計をともにしている人々の集まり、又は1戸を構えて住んでいる単身者、前述の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋に下宿している単身者及び会社などの寄宿舍、独身寮に住む単身者をいう。なお、一般世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇人はすべて雇主の世帯に含めた。

施設等の世帯

一般世帯を構成する者以外の又はその集まりをいい、次の者がここに含まれる
(1)寮・寄宿舍の学生・生徒、(2)病院・療養所の入院者、(3)社会施設の入所者、(4)自衛隊営舎内居住者、(5)矯正施設の入所者、(6)その他

普通世帯

上記の一般世帯のうち住居と生計をともにしている人の集まり及び一戸を構えて住んでいる単身者をいう。又、普通世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇人はすべて雇主の世帯に含めた。

準世帯

上記の施設等の世帯に間借り、下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を加えたものをいう。

世帯の家族類型

本書では、「一般世帯」をその世帯員の世帯主との続き柄により、次のように区分した。

A 親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に同居する非親族がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦2人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれる。

B 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯の世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

C 単独世帯

世帯人員が一人の世帯。

住居の種類

住居は、一般世帯について、次のとおり区分した。

住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院、学校、旅館、会社、工場、事務所などの居住用でない建物。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に居住する一般世帯について、次のとおり区分した。

持ち家

その世帯が所有している住宅をいう。この場合、必ずしも登記の有無を問わず、又分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営・公団の借家

その世帯が借りている住宅が都道府県営又は、市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、雇用促進事業団の「移転就職者用宿舎」も含まれる。

民営の借家

その世帯が借りている住宅が、「公営・公団の借家」及び「給与住宅」でない場合。

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無は問わない。また、勤務先の会社又は雇い主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営・公団の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次のとおり区分した。又、このうち共同住宅については、その建物の階数で3区分とした。

一戸建

一建物が1住宅であるもの。店舗や作業所付きの住宅の場合でも一建物が1住宅

であれば、ここに含まれる。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に重ね連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下、階段などを共用しているもの。二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合。

延べ面積

各居住室の居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・仏間・食事室・ダイニングキッチン（食堂兼台所）などで、その世帯が使用している室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店、事務室など、営業用の部分は、延べ面積には含まれない。

また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は延べ面積には含まない。

